

令和2年4月17日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

諏訪広域連合 介護保険課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止対応に伴う地域密着型通所介護の
サービス提供について(通知)

今般の新型コロナウイルスにおける感染拡大防止の対応につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月6日付けの通知におきまして、地域密着型通所介護については、新型コロナウイルスの潜伏期間等を考慮し、4月19日(日)までのサービス提供は、通常によらないサービスでの提供も「可能」とお知らせしました。

お知らせ後、諏訪保健所管内での陽性患者の増加や、4月16日には全国を対象とした緊急事態宣言が発せられたことから、先にお知らせしておりました「可能期間」を4月19日(日)から5月31日(日)まで延長いたします。

緊急事態宣言の期間は5月6日までと定められておりますが、それ以降につきましても感染拡大防止の取り組みが必要との考えから期間を設定いたしましたので、引き続きご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後の諏訪広域管内での感染状況によっては、取扱いを変更する場合がありますのでご承知ください。

新型コロナウイルスにつきましては、日々状況が変化しておりますので、引き続き最新かつ正確な情報の収集にご留意ください。

諏訪広域連合ホームページに厚生労働省の関連通知等を掲載しておりますので、必ずご確認をお願いいたします。

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味 宮田 高橋
Tel:0266-82-8162
Fax:0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp